○厚生労働省告示第二百五十一号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成二十九年厚生労働省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成三十年七月一日から適用する。ただし、同年六月三十日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

平成三十年六月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

本則中「平成三十年四月一日から同年六月三十日」を「平成三十年七月一日から同年九月三十日」に改め、別表第一家具・装備品製造業の項中「14,216」を「17,201」に、「6,167」を「7,462」に、「4,282」を「5,181」に、「3,670」を「4,441」に、「3,366」を「4,073」に、「3,361」を「4,067」に、「3,310」を「4,005」に、「2,782」を「3,366」に、「2,690」を「3,255」に、「2,509」を「3,036」に、「2,569」を「3,108」に、「2,335」を「2,825」に、「2,374」を「2,873」に、「2,240」を「2,710」に、「2,280」を「2,759」に、「2,143」を「2,593」に、「2,222」を「2,689」に、「2,195」を「2,656」に、「2,354」を「2,848」に、「2,178」を「2,635」に、「2,072」を「2,507」に、「2,161」を「2,615」に、「2,059」を「2,491」に、「2,093」を「2,533」に、「1,962」を「2,374」に、「1,980」を「2,396」に、「1,884」を「2,280」に、「1,900」を「2,299」に、「1,853」を「2,242」に、「1,757」を「2,126」に、「1,816」を「2,197」に、「1,744」を「2,110」に、「1,595」を「1,930」に、「1,676」を「2,028」に、「1,544」を「1,868」に、「1,464」を「1,771」に、「1,374」を「1,663」に、「1,396」を「1,689」に、「1,297」を「1,569」に、「1,289」を「1,560」に、「1,220」を「1,476」に、「1,210」を「1,464」に、「1,144」を「1,384」に、「1,126」を「1,362」に、「1,038」を「1,256」に、「1,072」を「1,297」に、「1,008」を「1,220」に、「1,016」を「1,229」に、「978」を「1,183」に、「954」を「1,154」に、「908」を「1,099」に、「901」を「1,090」に、「857」を「1,037」に、「881」を「1,066」に、「827」を「1,001」に、「820」を「992」に、「794」を「961」に、「812」を「983」に、「775」を「938」に、「762」を「922」に、「714」を「864」に、「726」を「878」に、「667」を「807」に、「662」を「801」に、「636」を「770」に、「656」を「794」に、「596」を「721」に、「577」を「698」に、「547」を「662」に、「517」を「626」に、「514」を「622」に、「497」を「601」に、「481」を「582」に、「439」を「531」に、「434」を「525」に、「407」を「492」に、「398」を「482」に、「338」を「409」に、「332」を「402」に、「270」を「327」に改め、同項昭和49年７月～９月の欄中「264」を「319」に改め、同項中「220」を「266」に改め、同項昭和53年４月～６月の欄中「176」を「213」に改め、同項中「178」を「215」に改め、同項昭和54年１月～３月の欄中「175」を「212」に改め、同項昭和56年４月～６月の欄中「145」を「175」に改め、同項昭和56年７月～９月の欄中「146」を「177」に改め、同項昭和61年４月～６月の欄中「120」を「145」に改め、同項昭和61年７月～９月の欄及び昭和62年１月～３月の欄中「121」を「146」に改め、同項昭和61年10月～12月の欄中「120」を「144」に改め、同項平成４年７月～９月の欄及び平成６年４月～６月の欄中「100」を「121」に改め、同項平成４年10月～12月の欄及び平成６年７月～９月の欄中「100」を「120」に改め、同項平成５年１月～３月の欄及び平成６年１月～３月の欄中「100」を「122」に改め、同表プラスチック製品製造業の項昭和60年10月～12月の欄中「122」を「148」に改め、同項中「123」を「149」に改め、同項平成３年４月～６月の欄及び平成５年１月～３月の欄中「100」を「121」に改め、同項平成３年10月～12月の欄中「100」を「122」に改め、同項平成６年１月～３月の欄中「100」を「120」に改め、同表中

「

平成29年	1月～3月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100
	4月～6月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100
	7月～9月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100

」

を

「

平成29年	1月～3月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100
	4月～6月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100
	7月～9月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100
	10月～12月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	100	—	—	100	—	100	—	—	100	100

」